

ケアサービス サンセール
「指定相当訪問型サービス」重要事項説明書

当事業所は、お客様と指定相当訪問型サービス(以下「サービス」という。)についてご契約を結び、サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい重要事項を厚生省令37号第8条に基づいて、次のとおり説明いたします。

1. 事業者

法人名	有限会社 サンセール
法人所在地	神奈川県座間市入谷西三丁目17番15号 アクセス101
連絡先	電話 : 046-298-5855
	FAX : 046-298-5856
代表者氏名	代表取締役 勝又 一成
設立年月日	平成17年 9月 1日

2. 事業所の名称など

事業所の名称	ケアサービス サンセール
指定番号	座間市 1474100532
所在地	神奈川県座間市入谷西三丁目17番15号 アクセス101
連絡先	電話 : 046-298-5855
	FAX : 046-298-5856
管理者	勝又 知子
サービス提供責任者	勝又 知子・大丸 和枝・秋元 桂子
当該事業所の通常の事業実施地域	座間市・海老名市
併設サービス	居宅介護支援事業・訪問看護事業

3. 事業所の運営方針

- (1) 事業所のサービスは、要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、サービスを提供することを目的とします。
- (2) 事業の運営に当たっては、地域と結びつきを重視し、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の指定相当訪問型サービス事業者、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、統合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (3) サービス事業者として、自らその提供するサービス事業の質の評価を行い常にその改善を図ります。

4. 事業所の営業日および営業時間(窓口対応の営業日および営業時間)

事業所の窓口開設曜日・時間とサービスを提供する曜日・時間が異なっていますのでご注意ください。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで。(祝日は営業)
ただし、12月30日～1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前9時から午後5時まで。
サービス提供時間は、午前6時から午後10時まで。
深夜時間帯・土曜日・日曜日は応相談。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とします。

5. 事業所の職員体制

当事業所では、サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しております。

職 種	人数	職務内容
管理者	1	事業所の運営・管理・お客様からの相談・苦情等を受けます。
訪問介護員 (全体)	13	サービス計画・介護予防ケアマネジメント計画に基づき、お客様のご家庭に訪問し入浴、食事、排泄介助など身体介護、調理、洗濯など生活支援のサービスを提供します。また、家族への支援を含め、相談、助言も行います。
介護福祉士	2	専門的知識・技術をもって、心身の状態に応じた介護等を行ないます。
サービス提供責任者	3	サービス計画を作成し、お客様と訪問介護員との調整、他の事業者との連携を図り、総合的なサービスの提供を致します。
事務員	1	

6. サービスの内容

当事業所では、利用者のご家庭に訪問し、サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画に沿って下記のサービスを提供します。

(1) 身体介護

利用者の身体に直接接触して行う日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。

例) 起床介助・就寝介助・排泄介助・身体整容・食事介助・更衣介助・清拭(せいしき)入浴介助・体位変換・服薬見守り・外出介助など。

(2) 生活援助

家事を行うのが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。

例) 調理・洗濯・掃除・買い物・薬の受け取り・衣服の整理など。

7. 利用料金

- (1) サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割から3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

指定相当訪問型サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	所定単位数 (1回)	利用者負担分 (1割)	利用者負担分 (2割)	利用者負担分 (3割)
①利用者負担分は利用者1割から3割負担額を円に換算し少数点以下は切捨てとなります。	訪問型独自サービスⅠ (週1回程度)	1176単位	1540円	3080円	4620円
	訪問型独自サービスⅡ (週2回程度)	2349単位	3077円	6153円	9229円
	訪問型独自サービスⅢ (週3回程度)	3727単位	4882円	9763円	14644円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定めるサービスの金額に相当する金額であり、サービスの金額が改定された場合はこれら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】※以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		所定単位数 (1回)	利用者負担分 (1割)	利用者負担分 (2割)	利用者負担分 (3割)
初回加算	新規に個別サービス計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回にサービスを提供した場合。	200単位	263円	525円	787円
※介護職員処遇改善加算Ⅱ		介護報酬総単位数×22.4% <1単位未満の端数四捨五入>			

(注)※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【キャンセル料】

訪問独自型サービスは、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。

8. サービス実施のために利用する水道、ガス、電気、電話の費用はお客様の負担になります。

9. 料金お支払い方法

毎月15日までに前月分の利用料金等のご請求を致します。

27日(金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)に、口座自動引き落としにてお支払いいただきます。

10. 訪問介護員の交替

(1) 訪問介護員は当方が選任し、お客様の居室に派遣します。なお、お客様が特定の訪問介護員を指名することはできませんのでご了承ください。

(2) お客様が訪問介護員の交替を希望される場合には、不相当と認められる理由、その他交替を希望される理由を明らかにして、交替を申し出ることができます。

(3) 事業者は事業者の都合により、理由を明らかにして訪問介護員を交替することができます。

(4) 訪問介護員の交替により、お客様および家族等にサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮いたします。

11. サービスの終了

- (1) お客様は本契約の有効期間中においてサービスを終了させる場合は、14日前までにお知らせください。
- (2) お客様が即座にこの契約を解除することができる場合。
 - ① 適切な理由がなく、サービスが提供されない場合。
 - ② サービス従事者が守秘義務に違反した場合。
 - ③ サービス従事者が、お客様やご家族に対して、社会通念を逸脱した行為が認められた場合。
 - ④ 利用料が承諾できない場合。
- (3) 当方の都合でこの契約を解除する場合。
 - ① お客様がサービス利用代金の支払いを2ヵ月以上遅延し、1ヵ月の期間料金を支払うよう催促したにもかかわらず、これが支払われない場合。
 - ② お客様またはご家族が、サービス従事者に対して、社会通念を逸脱した行為が認められた場合。
- (4) 次のいずれかの場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① お客様が死亡した場合。
 - ② お客様が介護保険施設に入所した場合。
 - ③ お客様の要介護認定区分が、要介護、非該当(自立)と認定された場合。
 - ④ 当方が解散命令を受けた場合、破産した場合、または事業所が閉鎖した場合。

12. 緊急時における対応方法

訪問介護員は、サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

主治医	医療機関の名称	
	医師の氏名	
	電話番号	
親族緊急連絡先	氏名(利用者との続柄)	
	電話番号	

13. 事故発生時における対応方法

- (1) 訪問介護員は、サービス実施中に利用者に事故が発生した場合には速やかに管理者に報告します。管理者はそれを受けて、利用者の家族及び居宅介護支援事業所に連絡し、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故及び事故に際してとった処置について記録します。
- (3) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

14. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講じます。
 - ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15. 守秘義務

- (1) 事業者および事業者の雇用する者はサービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
- (2) 事業者は、利用者またはその家族から事前に文書で同意を得ない限り、地域包括支援センターとの連携、サービス担当者会議等において、利用者およびその家族の個人情報を用いてはならない。

16. 相談、要望、苦情等の受付窓口

指定相当訪問型サービスに関する相談、要望、苦情等は下記の窓口まで申し出てください。
事業所相談窓口

担 当	勝 又 一 成
電話番号	046-298-5855(受付時間：日曜日を除く毎日)

その他の相談窓口

利用者の契約する居宅介護支援事業所		
座間市	介護保険課	046-252-8077(事業者支援係)
海老名市	地域包括ケア推進課	046-235-4950
神奈川県国民健康保険 団体連合会	介護苦情相談窓口	045-329-3447

17. 第三者評価の実施(無し)

指定相当訪問型サービスの提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付いたしました。

【事業者】 介護保険事業者番号 座間市 1474100532
 住 所 神奈川県座間市入谷西三丁目17番15号
 名 称 ケアサービス サンセール
 代 表 勝 又 一 成 (印)
 【説明者】 サービス提供責任者
 氏 名 (印)

私は、契約書および本書面により事業者から指定相当訪問型サービスについての重要事項の説明を受け同意し交付を受けました。

令和 年 月 日

【利用者】 氏 名 (印)

【利用者の家族】 氏 名 (印)

(続柄)

【代理人】 氏 名